松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例 の制定について

松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、同様のサービスである高齢 者に対するホームヘルパー派遣事業を取りやめるため。 松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例(昭和58年松戸市条例第20号) の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(定義)

- 第2条 この条例において「心身障害者等」とは、65歳未満の者で次の各号のいずれかに該当するもの(介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項若しくは第2項に規定する要介護認定若しくは要支援認定を受けた者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第1項に規定する介護給付費等の支給決定を受けた者若しくは同法第77条第3項に規定する地域生活支援事業の利用決定を受けた者を除く。)をいう。
 - (1) 18歳以上の者で松戸市難病者援護金支給条例(昭和48年松戸市条例 第20号)第2条第2号の療養者又は慢性関節リウマチ患者であつて居宅 で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によつて判断されたもの のうち日常生活を営むのに支障があるもの
 - (2) その他ホームヘルパーの派遣の必要があると市長が認める者 (手数料の徴収)
- 第3条 ホームヘルパーを派遣したときは、心身障害者等の属する世帯の生計中心者から、別表に定める額を手数料として徴収する。ただし、当該世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯である場合又は生計中心者の前年所得税が非課税の世帯である場合は、手数料を徴収しない。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。) から施行する。
- 2 この条例の施行日前に受けたホームヘルパーの派遣に係る手数料については、なお従前の例による。